

第2次小郡市男女共同参画計画 令和5年度 重点施策

1 誰もが安心して暮らせる生活の実現

【該当施策：基本目標2 主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護】

令和5年の改正配偶者暴力防止法の施行に基づいて、以下の施策を重点施策に位置付けます。

◎ DV被害者に対する適切な支援の継続

- ・DV被害により身体的・精神的に疲弊している被害者へきめ細やかな対応を行うため、庁内関係職員の研修を行う
- ・DV被害者対応マニュアルを適宜見直し、支援の充実を図る
- ・DV被害者等支援庁内連絡会で、法令や制度を含めたDV関連の情報を関係各課で共有し、被害者への適切な情報提供を図る

○ DVに関する多様な相談先の周知

- ・市の委託事業として実施している女性向け相談電話・おごおり女性ホットラインのより効果的な周知方法を検討する
- ・内閣府が実施するDV相談プラスなど、どの時間帯であっても相談に対応できる窓口の情報を提供する
- ・福岡県が設置する男性DV被害者の相談電話を周知することで、潜在化しやすい男性DV被害者の支援体制向上を図る

2 多様な家庭に対する支援の充実

【該当施策：基本目標3 主要課題2 ともに支え合う子育て・介護の実現】

令和5年4月1日に設立したこども・家庭支援センターを中心として、子育て支援のさらなる充実を重点施策に位置付けます。

◎ 固定的役割分担意識によらない子育て支援に関する取組の実施

- ・子育て支援センターやつどいのひろば「ぼかぼか」等の施設において法令や制度の説明を含めた情報提供を行う
- ・家事や育児の負担が特定の人に偏ることなく、性別に関わらず誰もが家事や育児の担い手となれるように男女共同参画の視点を持ちながら啓発・情報提供を行う。

○ ひとり親家庭への継続的な支援

- ・ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、ひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当、その他の制度・給付金について制度の周知を行う
- ・母子・父子自立支援員がひとり親のさまざまな悩みにきめ細かく対応し、関係機関と連携しながら総合的な支援を継続する